

商工業



6月は計量月間 はかりは正確に

六月は「計量管理強調月間」です。正しい計量は経済の大切なルール。商品の値段や品質と同様、量目(正味量)にも注意をしてください。計量を正しく行うために、次の二つの制度があります。

検定

商取引や証明用のはかりや電気・ガス・水道などのメーター類は、検定に合格していなければなりません。合格すると、検定印が付けられます。商取引や証明用のはかりを購入するときには検定印を確認しましょう。また、検定の有効期限が決めら



大型計量器の検査(昨年度)

れた物があります。必ず守ってください。

定期検査

商取引や証明用のはかりは、必ず定期検査を受けましょう。定期検査に合格すると合格証紙が張られます。市では立ち入り検査も毎年実施しています。
：問い合わせは商業観光課 890 6608へ。

クレーム対応学ぶ 経営セミナー

店舗や企業へのクレーム対応は早めの解決がポイント。最初の失敗にもうまく対応して、顧客の心をつかむことを目的にセミナーを開催します。
日時：6月24日 午後2時～4時
会場：総合福祉会館(日吉町二丁目) 対象：中小企業経営者など、先着五十人
テーマ：講師「リピーター顧客創造につ

前橋九いりん開催日



6/8・9・10(場外)
6/13・14・15
6/16・17(場外)
6/20・21・22

利根川西岸にも駐車場がありますので、ご利用ください。

調査



ご協力ください 浄化槽の調査

各家庭に設置されている浄化槽の使用状況や使用者変更の有無などについて調査を行います。調査は県の委託を受けた環境検査事業団が伺い、無料です。ご協力をお願いします。
期間：6月10日～8月20日
対象となる浄化槽：原則三年以上前に設置した物(浄化槽設置台帳未登録の物を含む)
：問い合わせは県廃棄物政策課 226 2853、前橋保健福祉事務所 233 358へ。

なげるクレーム対応」中小企業診断士・山川美穂子さん 申し込み：当日正午までに工業課 890 6612、商工会議所 234 5111へ

箱田町などで 建築調査を実施

住宅・建築行政の基礎資料を作成するため、次の区域で最近の建築状況などを調査します。調査内容を統計以外の目的に使

教育委員会

6月定例会

教育委員会の会議を公開します。
日時：6月23日 午後3時

会場：市役所3階32会議室
対象：一般、先着十人 申し込み：当日午後2時50分に会場へ直接 問い合わせ：教育委員会総務課 890 5802

税



6月上旬に通知書 市県民税の納付を

用することはありませんので、調査員が各家庭に伺ったときはご協力ください。
期間：6月10日～30日 対象区域：箱田町、元総社町二丁目、元総社町、青柳町の各一部
：問い合わせは建築指導課 890 6753へ。

市県民税は、今年一月一日現在で、本市に住所のある人が納税対象です。税額は三月十七日までに申告された確定申告や、市県民税の申告書などを基礎に計算。徴収方法は、納税者本人が納める普通徴収と、勤務先などから納める特別徴収があり、六月上旬に普通徴収の人へ市から納税通知書を郵送します。



納税通知書は6月上旬に郵送

対象所得：昨年一年間で得たすべての所得の合計額 納税方法：納税通知書で年四回、口座振替または各金融機関の窓口で納付

個人市民税の減免

生活保護を受けていたり、災害で被害を受けたりしたなど、特別な事由で納税が困難と認められる場合には、申請によって市民税が減免される場合もあります。申請書を納期限の七日前までに市民税課へ提出してください。

：問い合わせは同課 890 6203へ。